糖尿病等の生活習慣病対策 の現状について

平成19年6月20日

厚生労働省健康局総務課 生活習慣病対策室•保健指導室

一 目 次 一

◎生活習慣病対策の現状及び今後の方向性等について・・・・・・・・・・2
 ○糖尿病等の生活習慣病に関する現状について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◎ポピュレーションアプローチについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
 ・健やか生活習慣国民運動(仮称)(案) ・健やか生活習慣国民運動(仮称)の進め方(案) ・国民運動推進体制(案) ・都道府県健康増進計画の内容充実の基本的な方向性
 ○ハイリスクアプローチについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21 ・保険者による健診・保健指導の実施 ・標準的な健診・保健指導プログラム ・健診・保健指導の研修ガイドライン

百

生活習慣病対策の現状及び今後の方向性等について

<現 状>

- 〇 ポピュレーションアプローチ(健康日本21等)やハイリスクアプローチ(老人保健事業等の健診・保健指導)により生活習慣病予防の取組を進めてきた。
- 〇 一方、肥満者の割合の増加や日常生活における歩数の減少が見られ、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群が増加している。
- 〇また、生活習慣病が約3割を占めている国民医療費は、近年、国民所得を上回る伸びを示している。

<課 題>

- ○ポピュレーションアプローチでは、総花主義的でターゲットが不明確であり、目標達成に向けたプログラム等の展開が不十分。
- ○ハイリスクアプローチでは、市町村、医療保険者等の役割分担が不明確であり、ハイリスク者の確実な抽出と保健指導の徹底が不十分。

<今後の方向性>

①ポピュレーションアプローチ

〇内臓脂肪型肥満に着目した「メタボリックシンドローム」の概念の導入や、エクササイス、かイ、2006や食事がランスかイ、等の効果的なツールにより、運動、栄養、喫煙面での健全な生活習慣の形成に向け、国民や関係者の「予防」の重要性に対する理解の促進を図る「健康づくりの国民運動化」を推進する。

〇都道府県が総合調整機能を発揮し、都道府県健康増進計画を改定することにより、明確の目標の下、医療保険者、事業者、市町村 等の役割分担を明確にし、これらの関係者の連携を一層促進していく。

②ハイリスクアプローチ

〇医療保険者による40歳以上の被保険者・被扶養者に対するメタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導を着実に 実施する。

○生活習慣病予防のための標準的な健診・保健指導プログラムの策定や定期的な見直しを行う。

<目標>

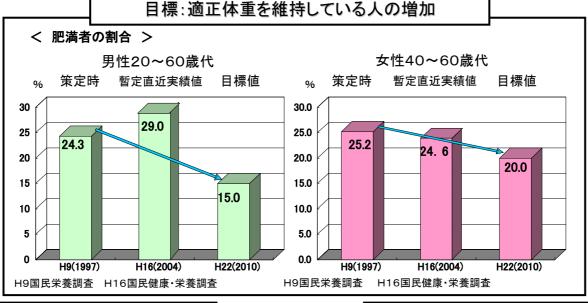
〇平成27年度までに、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を平成20年度比で25%以上減少

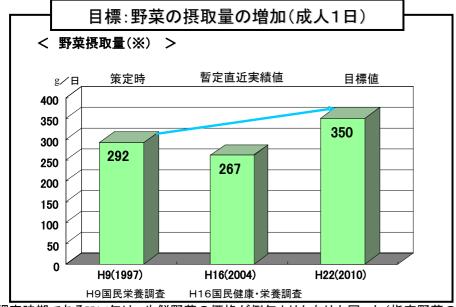
〇中長期的な医療費の適正化、国民の健康増進・生活の質の向上

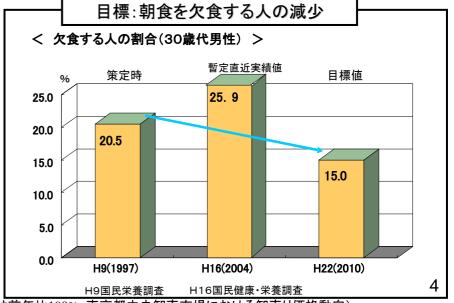
糖尿病等の生活習慣病に関する現状について

「健康日本21」に掲げる目標の進捗状況

栄養・食生活

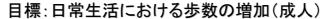


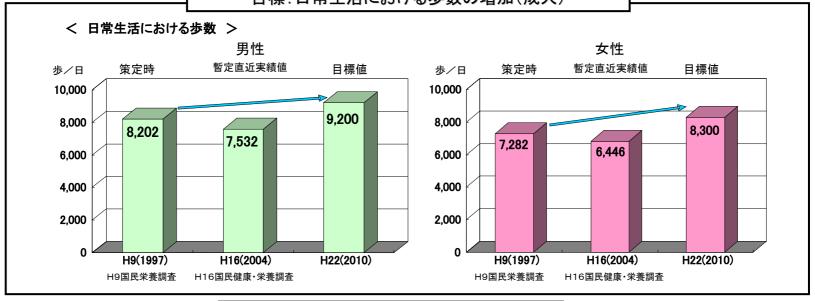


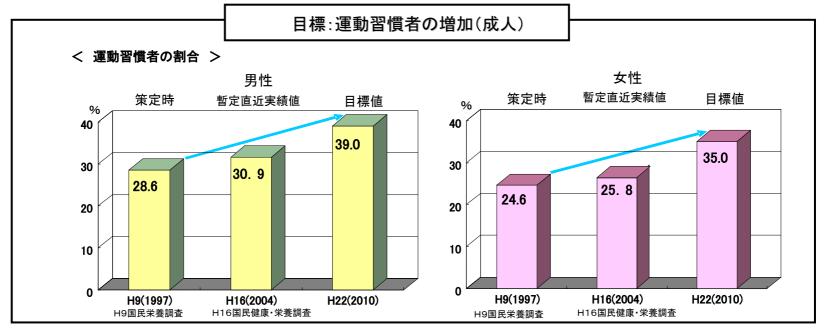


[※] 調査時期であるH16年は、生鮮野菜の価格が例年よりかなり上回った(指定野菜の価格は前年比190%:東京都中央卸売市場における卸売り価格動向)。 なお、H15年調査では293gであった。

身体活動•運動







生活習慣病の有病者・予備群の現状

生活習慣の変化や高齢者の増加等によって・・・

→ 生活習慣病の有病者・予備群が増加

◎生活習慣病の現状 (粗い推計)

•糖尿病 :有病者 740万人/予備群 880万人

・高血圧症:有病者 3100万人/予備群 2000万人

•高脂血症:有病者 3000万人

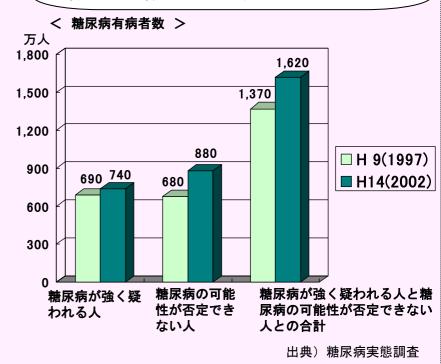
・脳卒中:死亡者数 13万人/年

•心筋梗塞:死亡者数 5万人/年

·がん:がん死亡者数 31万人/年

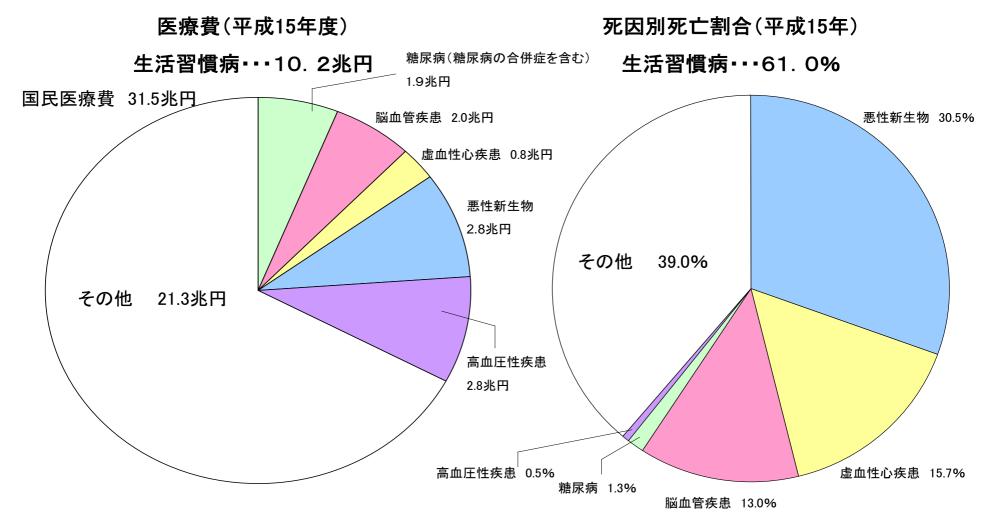
(例:胃5万人、大腸4万人、肺6万人)

例えば、糖尿病有病者は5年間で50万人 (約7%)増加、予備群を加えると250万人 (約18%)増加している。

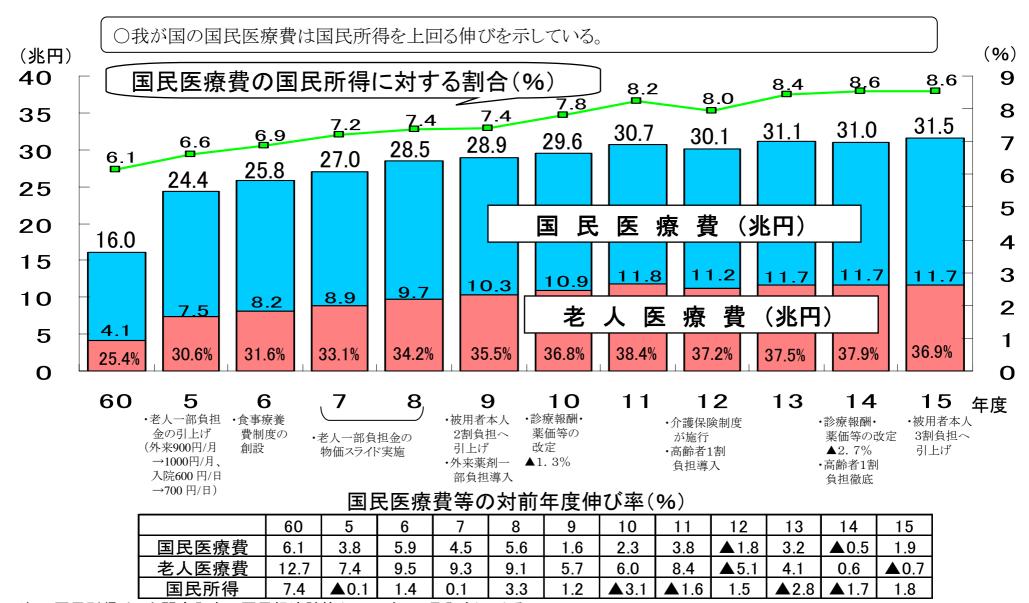


生活習慣病の医療費と死亡数割合

生活習慣病は、国民医療費の約3割を占め、死亡数割合では約6割を占める。



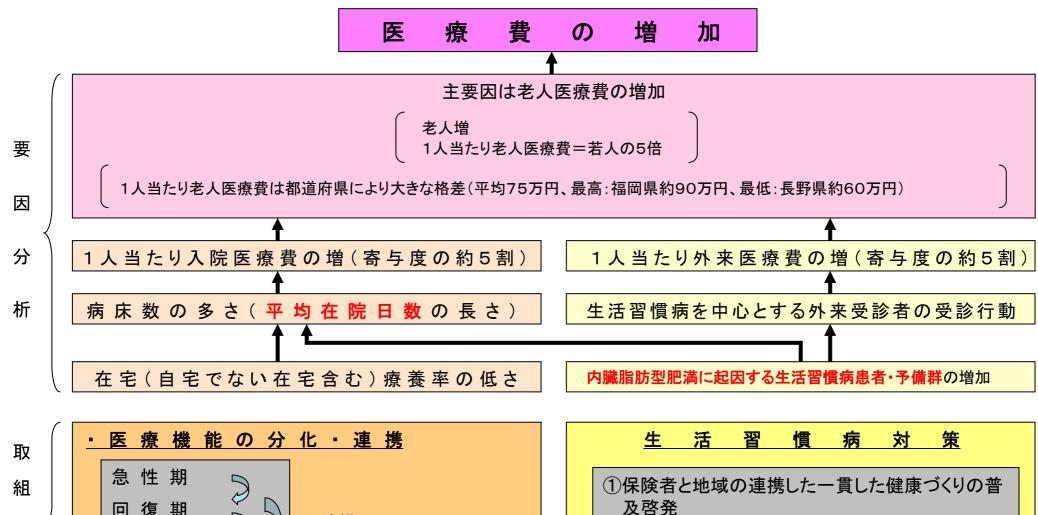
医療費の動向



注1:国民所得は、内閣府発表の国民経済計算(2004年12月発表)による。

注2:老人医療費は、平成14年の制度改正により、対象年齢が70歳から段階的に引き上げられており、平成15年10月より71歳以上となっている。

医療費増加の構図



介護提供体制

地域における高齢者の生活機能の重視

体 系

 \mathcal{O}

療養期

在宅療養

③ハイリスクグループの個別的保健指導

②網羅的で効率的な健診

医療制度改革法の概要

医療制度改革大綱の基本的な考え方

1. 安心・信頼の医療の確保と予防の重視

- (1)患者の視点に立った、安全·安心で質の高い医療 が受けられる体制の構築
 - ・医療情報の提供による適切な選択の支援
 - ・医療機能の分化・連携の推進による切れ目のない 医療の提供(医療計画の見直し等)
 - ・在宅医療の充実による患者の生活の質(QOL)の 向上
 - ・医師の偏在によるへき地や小児科等の医師不足 問題への対応 等

(2)生活習慣病対策の推進体制の構築

- ・「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)」の概念を導入し、「予防」の重要性に対する理解の促進を図る国民運動を展開
- ・保険者の役割の明確化、被保険者・被扶養者に 対する健診・保健指導を義務付け
- 健康増進計画の内容を充実し、運動、食生活、喫煙等に関する目標設定等

2. 医療費適正化の総合的な推進

- (1)中長期対策として、医療費適正化計画(5年計画) において、政策目標を掲げ、医療費を抑制(生活習 慣病の予防徹底、平均在院日数の短縮)
- (2)公的保険給付の内容・範囲の見直し等(短期的対策)

3. 超高齢社会を展望した新たな医療保険制度 体系の実現

- (1)新たな高齢者医療制度の創設
- (2)都道府県単位の保険者の再編・統合

【良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等 の一部を改正する法律】

- ①都道府県を通じた医療機関に関する情報の公表制度の創設など情報提供の推進
- ②医療計画制度の見直し(がんや小児救急等の医療連携体制の構築、 数値目標の設定等)等
- ③地域や診療科による医師不足問題への対応(都道府県医療対策協議会の制度化等)
- ④医療安全の確保(医療安全支援センターの制度化等)
- ⑤医療従事者の資質の向上(行政処分後の再教育の義務化等)
- ⑥医療法人制度改革 等

【健康保険法等の一部を改正する法律】

- ①医療費適正化の総合的な推進
- ・医療費適正化計画の策定、保険者に対する一定の予防健診の義 務付け
- ・保険給付の内容、範囲の見直し等
- 介護療養型医療施設の廃止
- ②新たな高齢者医療制度の創設(後期高齢者医療制度の創設、前期 高齢者の医療費にかかる財政調整)
- ③都道府県単位の保険者の再編・統合(国保の財政基盤強化、政管 健保の公法人化等) 等

老人保健法の改正内容

生活習慣病健診・保健指導を医療保険者に義務化、他の各種健診や保健事業も引き続き漏れなく実施



老人保健法

高齢者に対する医療給付

市町村による健診等の

老人保健法の 目的や趣旨を 踏襲しつつ、 それを発展させ るものとして、 「高齢者の医療 の確保に関する 法律」へと改正

現在実施されて

いる各種事業を

健康増進法等に

より漏れなく継続

して実施

<改正後(平成20年度より)>

高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者に対する医療給付 後期高齢者医療制度 前期高齢者医療財政調整 医療費適正化の推進

市町村等医療保険者による生活 習慣病健診・保健指導の義務化 ※健保被扶養者も対象

-公費による助成

法的に連携を担保

国民の健康増進に関する 基本方針等の作成

市町村による生活習慣相 談や生活習慣病以外の 健診等の実施

健康増進法等

連携をとって総合的に健康増進を推進

11

老人拠出金制度等

保健事業

公費による助成

国民の健康増進に関する 基本方針等の作成

市町村による生活習慣相 談等の実施

健康増進法等

健康日本21中間評価報告書

健康日本21は、健康づくりに関する各種指標について数値目標を設定し、国民が一体となった健康づくり運動を推進する手法を導入したことにより、国民の健康指標に関する各種 データの体系的・継続的なモニタリング、評価が可能となった。

また、都道府県及び市町村においては、健康増進計画の策定が進んでおり、全ての都道府県で都道府県計画が、約半数の市町村で市町村計画が策定されている。

健康日本21の中間評価における中間実績値からは、例えば、脳卒中、虚血性心疾患の年齢調整死亡率の改善傾向が見られるものの、高血圧、糖尿病の患者数は特に中高年男 性では改善していない。また、肥満者の割合や日常生活における歩数のように、健康日本21策定時のベースライン値より改善していない項目や、悪化している項目が見られるなど、 これまでの進捗状況は全体としては必ずしも十分ではない点が見られる。

課題

- 〇総花主義的でターゲットが不明確 (「誰に何を」が不明確)
- 〇目標達成に向けた効果的なプログラム やツールの展開が不十分
- 〇政府全体や産業界を含めた社会全体 としての取組が不十分
- ○医療保険者、市町村等の関係者の 役割分担が不明確

- ○保健師、管理栄養士等医療関係者の 資質の向上に関する取組が不十分
- ○現状把握、施策評価のための データの収集、整備が不十分

今後の方向性

(健康づくりの国民運動化)

ポピュレーションアプローチ

〇代表目標項目の選定

(都道府県健康増進計画に目標値設定)

- →都道府県健康増進計画改定ガイドライン、都道府県 健康・栄養調査マニュアルに沿った計画の内容充実
- ○新規目標項目の設定
- ○効果的なプログラムやツールの普及啓発、定期的な見直し
- ○メタボリックシンドロームに着目した、運動習慣の定着、 食生活の改善等に向けた普及啓発の徹底

ハイリスクアプローチ

(効果的な健診・保健指導の実施)

- ○医療保険者による40歳以上の被保険者・被扶養者 に対するメタボリックシンドロームに着目した健診・保健 指導の着実な実施 (2008年度より)
- ○生活習慣病予防のための標準的な健診・保健指導プ ログラムの提示、定期的な見直し

産業界との連携

〇産業界の自主的取組との一層の連携 〇保健指導事業者の質及び量の確保

人材育成(医療関係者の資質向上)

〇国、都道府県、医療関係者団体、医療保険者団体等が 連携した人材養成のための研修等の充実

エビデンスに基づいた施策の展開

- ○アウトカム評価を可能とするデータの把握手法の見直し
- 〇国民健康・栄養調査の在り方の見直しの検討
- 〇都道府県・市町村等の取組状況の定期的な把握

分野別の取組

- 栄養・食生活
- 健診後の栄養指導の充実
- •「食事バランスガイド」の普及啓発や食環境整備の
- ・食育と連動した国民運動の推進
- ・行政における管理栄養士の配置などの体制整備
- 〇 身体活動・運動
- 健診後の運動指導の充実
- ・「エクササイズガイド2006」の普及啓発
- 健康運動指導士等の育成の促進
- ・ウォーキングの普及など運動に親しむ環境の整備
- 休養・こころの健康づくり
 - 自殺対策の推進
 - ・自殺対策に関する研究の推進
- O たばこ
- 新規喫煙者増加の防止
- 禁煙指導の充実
- ・さらなる対策の充実
- O アルコール
- 多量飲酒者対策の充実
- 未成年の飲酒防止の徹底
- 〇 歯の健康
- ・地域の実情に応じた幼児期及び学童期のう蝕予防
- 〇 糖尿病
- ・メタボリックシンドロームに着目した効果的な健診・ 保健指導の実施
- 一次予防の充実
- 糖尿病予防のための戦略研究の推進
- 循環器病
- ・メタボリックシンドロームに着目した効果的な健診・ 保健指導の実施
- 一次予防の充実
- O がん
 - がん検診の推進
 - 一次予防の充実
- ・第3次対がん総合戦略研究の推進

保

医

療

険

1=

効

果

的

健

保

健

指

導

の

推

動

開

12

ポピュレーションアプローチについて

健やか生活習慣国民運動(仮称) (案)

これまでのポピュレーションアプローチの課題

- ① 健康日本21の目標項目(9分野70項目)は日常生活で意識し実践するには数が多過ぎること
- ② 健康日本21の目標達成に向けた効果的なプログラムやツールの展開が不十分なこと
- ③ 普及啓発が行政や外郭団体中心であり産業界を含む社会全体の活動に必ずしも至っていないこと

産業界も巻込み"健やかな生活習慣"の普及定着を目指す国民運動の展開

- 重点分野の設定:健康日本21のうち、「運動・食事・禁煙」に焦点
- ターゲットを明確にした戦略的で効果的な運動の推進:国民運動の着火点として子供の食育に着目
- 社会全体を巻込んだ運動の展開:産業界による取組の促進(社員・家族への普及啓発、社会貢献活動・経済 活動の一環として国民運動を推進)、地域・職域の特色を活かした様々な実践活動の促進

国民運動推進 の中核機関

玉

- ・国民への普及啓発
- ・科学的知見の蓄積と 情報提供
- 国民運動の基盤整備

健やか生活習慣国民運動全国協議会(仮称)

- 健やかな生活習慣の定着を目指し地域・職域における様々な取組を促進
 - ・普及啓発キャンペーンの展開 *中央行事の開催
 - ・全国の事例を収集・評価・啓発、実践の参考となる情報提供(ホームページ等)
 - 国民運動に参画する企業の登録制度(ヘルシーサポート企業(仮称))

各団体、学校、産業界、 地方公共団体、マスコミ

国民運動への主体的参画

産業界

- 社員・家族に対する普及啓発
- 社会貢献活動
- 経済活動を通じた普及啓発

優れた事例 • 収集

- 評価
- 啓発

実践団体・企業等の拡大 活動内容の多様化

地域社会

- 各地域・団体の特徴を活かした多彩 な実践活動(食生活改善推進員の ボランティア活動等)
- 〇 管理栄養士、保健師等による実践の支援

食育国民運動

連

携

早寝早起き朝ごはん国民運動

連

携

健やか生活習慣国民運動(仮称)の進め方(案)

18年度

国民運動準備会議の 設置準備

- ◇国民運動の基本方針検討
 - ・運動の進め方(運動、食事、 禁煙に焦点)
 - •推進体制
 - ・推進スケジュール
- ◇省内関係課・関係団体との意見 交換
- ◇国民運動の推進方策の素案検討
- ◇関係各省との連携方策協議
 - *文部科学省、農林水産省、 経済産業省
- ◇準備会議設置準備
 - -設置要綱(案)等作成
 - ・各団体への参加要請

19年度



国民運動プレイベントの開催

新しい国民運動の開始を前に国民、関係団体、 企業、地方公共団体等への周知徹底を図る。

- ◇実 施 国、国民運動準備会議 等
- ◇予定時期 2月(都内で開催)
- ◇内容(例)
 - ・全国の優れた実践事例の収集・評価・発表 ※企業、学校·保育所、各種団体、地方自治体別
 - ・企業、各種団体の活動紹介ブース出展
 - ・パネルディスカッション、ワークショップ
- 健体財団主催行事と共同開催 ◇その他

のPR、先駆的取組を全国から募集

健康日本21推進全国大会 新たな国民運動及びプレイベント

試 行

各

団

体

的

取

組

◇時期 9月(開催地:福井県)

例えば・・・・

- ◆メタボ撲滅キャンペーン(産経新聞)
- ◆伊能忠敬上映運動(俳優座)【別添】

業務委託=企画提案コンペ実施(7月)

- ◇シンボルマーク・キャッチコピー等の提案
- ◇プレイベントの企画・運営の補助

国民運動準備会議の設置(6月)

◇検討内容等

- 国民運動の推進方策(広報戦略、実践促進策)
- 運動の重点課題(子供の健全な食生活等)
- ・推進体制のあり方、試行的取組の実践呼掛け
- 運動の財源確保策(基金造成、替助会員制度等)

20年度

国民運動 全国協議会の発会

国民運動の開始を宣言

- 予定時期 4月下旬
- · 記念行事開催
- ・シンボルマーク等発表

年度中盤

国民運動の展開

- 一普及啓発及び実践促進ー
- ・食育月間(6月)や食生活改 善普及月間(10月)と連携し たキャンペーンの展開
- ・啓発イベントの開催(10月)
- 各種団体、企業、地方公共団 体の主体的活動の促進
- 管理栄養士等による実践支援
- 基金等への協力要請

21年度~

国民運動参画団体・企業の拡大

生活習慣病予防の国民生活への 浸透と定着



14